

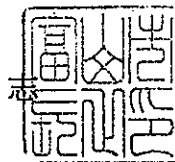
富山市告示第 442 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 8 日

富山市長 森 雅



従前の大字の区域を変更し、大字「上飯野新町三丁目」に編入する区域		
大字名	字名	地番
新庄町	道田割	27番及び28番1から28番3まで
	祖父附立割	3番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

従前の大字の区域を変更し、大字「上飯野新町四丁目」に編入する区域		
大字名	字名	地番
新庄町	祖父附割	1番1及び3番1
	祖父附立割	4番2、6番2、11番1及び13番1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。